

●香川県告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年香川県告示第93号多度津都市計画下水道事業多度津町流域関連公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月30日

香川県知事 真鍋武紀

1 施行者の名称

多度津町

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 多度津町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年1月17日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

香川県仲多度郡多度津町堀江3丁目、堀江4丁目、堀江5丁目、栄町1丁目及び東浜の一部

(2) 使用の部分

香川県仲多度郡多度津町堀江1丁目及び堀江2丁目の全域、堀江3丁目、堀江4丁目及び堀江5丁目の一部、東新町、日の出町、家中、大通りの全域、栄町1丁目の一部、栄町2丁目、栄町3丁目、仲ノ町、元町、本通1丁目、本通2丁目、本通3丁目、京町、東港町、西港町、桜川1丁目、桜川2丁目、寿町、幸町及び若葉町の全域、北鴨1丁目、北鴨2丁目、北鴨3丁目、東浜、西浜、桃山の一部、大字南鴨字糺、字辻、字北ノ口、字大井、字森時及び字横貫の一部、大字道福寺字角田、字経田、字柳ノ本及び四ノ坪の全域、大字道福寺字大関及び字中又の一部、大字庄字羽称坪の全域、大字庄字土井畑、字中条、字住吉及び八尺の一部、大字青木字石橋の一部、大字東白方字城ヶ下、字原戸、字堂ノ前及び字岡の一部、大字西白方字宮ノ裏、字宮ノ前、字西ノ江の一部